

市からのお知らせ

Hot news of daily life

青函ツインシティ提携35周年 記念事業のお知らせ



青森市と函館市は、平成元年にツインシティの盟約を締結し、「手をつなぐ、心をつなぐツインシティ」を合言葉に文化・スポーツ・観光・経済などの幅広い分野で交流してきました。3月13日に提携35周年を迎え、本年は35周年記念事業を実施します。

①青函ツインシティ提携35周年記念式典

函館市内で今秋開催予定。⑤産学連携商品開発の取組内容発表や、商品のお披露目などを実施



①30周年記念式典の様子

②イベントでの相互PR事業

青森ねぶた祭、函館港まつりで青函ツインシティ提携35周年のPRを実施

③北海道・北東北縄文遺跡群相互訪問ツアー

両市の縄文遺跡群を相互に訪問し、理解を深めることで文化交流を図るツアーを実施



③令和5年度実施のツアーの様子

④青函ツインシティフェスタ

函館駅構内で両市の事業者が出展し、商品の販売や本市をPRするイベントを実施



⑤青森商業高校での授業の様子

⑤青函産学連携商品開発

両市の高校生と株式会社セブン-イレブン・ジャパンが共同で地元の食材を活用した商品開発と、店舗での販売実習を行う

⑥青函子どもロボコン大会

両市の小学生を対象に、プログラミングの基礎とプログラミングを活用したロボット操作のワークショップの開催や、学んだ成果を発揮するロボコン大会の実施



各事業詳細や開催時期はこちらから！

☎ 連携推進課 (☎017-761-4154)

秋の「地域花いっぱいまちづくり事業」活動団体募集

市民・事業者・行政が協力して、緑と花に満ちたまちづくりを進める「地域花いっぱいまちづくり事業」に協力し、街路樹ますや都市公園、緑地の花だんなどへの花植えと管理を行う活動団体を募集します。参加団体には、球根や肥料など資材の一部支給、講師派遣、看板設置などの支援を実施します(他の事業で助成を受けている団体は対象外)。

☎ 8/16(金)までに、申請書(公園河川課・浪岡振興部都市整備課備付け、市ホームページ掲載)を、担当課へ ※10月上旬に決定通知。資材は10月下旬から支給。

◆支援者を募集

事業に賛同し、活動資金または物品の寄附をしていただける団体・個人を随時募集しています。

☎ 公園河川課 (☎017-752-8334)

春の「地域花いっぱいまちづくり事業」活動団体

参加団体の皆さん、ご協力ありがとうございます。

安田第二ほがらか会、沖菫寿会、白旗野町会、コスモス町会、こども園あおもりよつば、西部第五区連合町会、橋本南第二町会、公園をきれいにする彩花の会、山田町々会 寿楽クラブ、大野町会、桐ノ沢公園愛護会、幸畑阿部野町会、県営唐橋町会の仲間たち、上野健寿会、すみれ町会女性部会、平岡児童公園を守る会、三和町会、青森問屋町経営同友会、はまなす公園花を愛する会、ロイヤル鳴滝町会「さくらの会」、三内第二町会、NPO法人おどろ木ネットワーク、大野前田町会、花園第二町会、寝懸団地町会、白鳩健寿会、DCM(株)青森エリア、NPOあおもり〜な、有限会社ビックジャパン、山の手町会、幸畑団地連合町会、幸畑団地西町会、幸畑福祉館花壇愛好会、合浦西公園愛護会、佃第三町会、スーパードーム青森東店、長島町会、松原町会、スズキアリーナ合浦公園園芸部、浪館第五町会紅葉会花愛好会、三内丸山町会、里見町会、三内第一町会、三内を美しく元気にする会、横内町会、佃本町第一町会、昭和通り振興会、筒井町会花愛好会、徳長新生会、若葉町町会、東片岡町会、蓬田村子ども育成連絡協議会(蓬田村)、しいの実会(今別町)、花俱樂部会(今別町)、蟹田婦人会(外ヶ浜町)、下小国自治会(外ヶ浜町)、上小国いきいき地域づくり検討会(外ヶ浜町)、増川婦人会(外ヶ浜町)、根岸自治会(外ヶ浜町)

☎ 公園河川課 (☎017-752-8334)

花だんスポンサーを募集

平和公園大花だん、合浦公園花だん、堤・松原通りの花だんの植栽(主に平和公園大花だん)に使用する球根や培養土を寄附いただける花だんスポンサーを募集します。

- ・チューリップの球根(500球を1単位とし、1単位以上)
- または培養土(10袋(1袋40ℓ程度)を1単位とし、1単位以上)

☎ 市内の企業、団体及び個人

☎ 市ホームページの様式に記入または直接、公園河川課(☎017-752-8334)へ

令和6年度の国民健康保険税のお知らせ

令和6年度の国民健康保険税率は、令和5年度と変わりありませんが、後期高齢者支援金分は賦課限度額が2万円引き上げられ、24万円となります。

区分	令和5年度	令和6年度
基礎分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	24万円
介護分	17万円	17万円

低所得者に対する被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減判定基準が改定され、5割軽減及び2割軽減の対象世帯が拡充されます。

令和5年度		→	令和6年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合		世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	7割		43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	5割		43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	2割		43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等※の数-1)以下	2割

※給与所得者等(一定の給与所得と一定の公的年金などの支給を受けるかた)
一定の給与所得者…給与など収入金額が55万円を超えるかた
一定の公的年金などの支給を受けるかた…(65歳未満)公的年金など収入金額が60万円を超えるかた/(65歳以上)公的年金など収入金額が125万円を超えるかた
詳しくは、令和6年度国民健康保険税納税通知書と同封の、「国保税のあらまし」をご覧ください。

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5340)
浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

国民年金手続の電子申請のお知らせ

マイナポータルを利用した国民年金手続の電子申請ができます。マイナンバーなどの情報を利用してスマートフォンやパソコンで申請することができ、処理状況や申請結果も確認することができます。

※利用にはマイナンバーカードとマイナポータルの「利用者登録」が必要

◆現在、利用できる手続

- ・国民年金被保険者の資格取得(種別変更)の届出
- ・国民年金保険料免除・納付猶予の申請
- ・国民年金保険料学生納付特例の申請
- ・付加保険料納付(辞退)の申出
- ・付加保険料納付該当(非該当)届
- ・産前産後免除該当届
- ・口座振替納付(変更)の申出兼還付金振込方法(変更)の申出
- ・口座振替辞退の申出

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。

☎ 青森年金事務所

(☎017-734-7495、音声案内2番を押して、再度2番を押してください)

障害基礎年金の請求をお考えのかたへ

病気やケガで障がい者となった場合、国民年金に加入しているかた、60歳以上65歳未満のかたや労働者災害補償保険法の障害補償を受けているかたも、支給要件を満たすことで障害基礎年金を受給できる場合があります。

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5352)

浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

青森年金事務所 (☎017-734-7495)

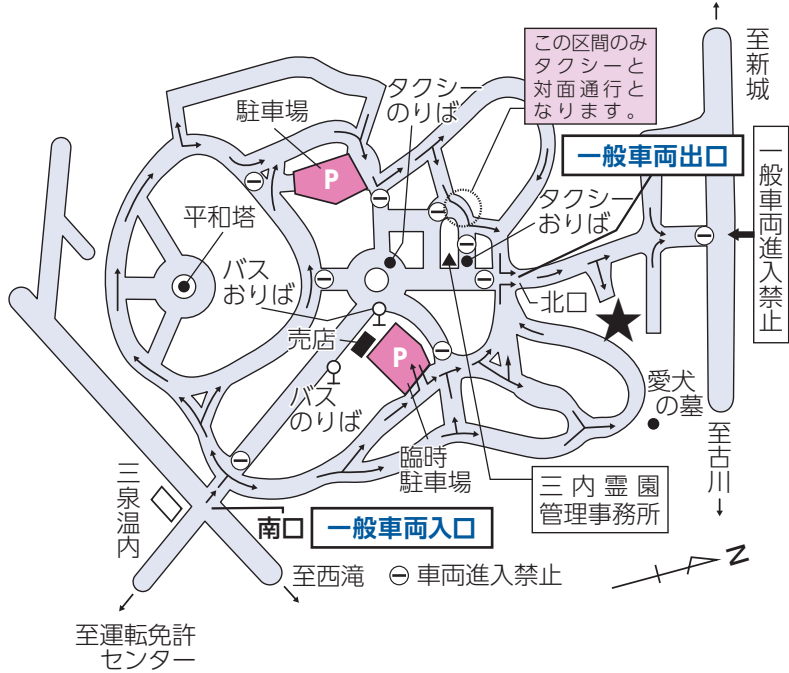
お盆のお墓参りのお知らせ

三内・月見野・八甲田霊園通行案内

できるだけ公共交通機関をご利用ください。

☎生活安心課(☎017-734-5277)

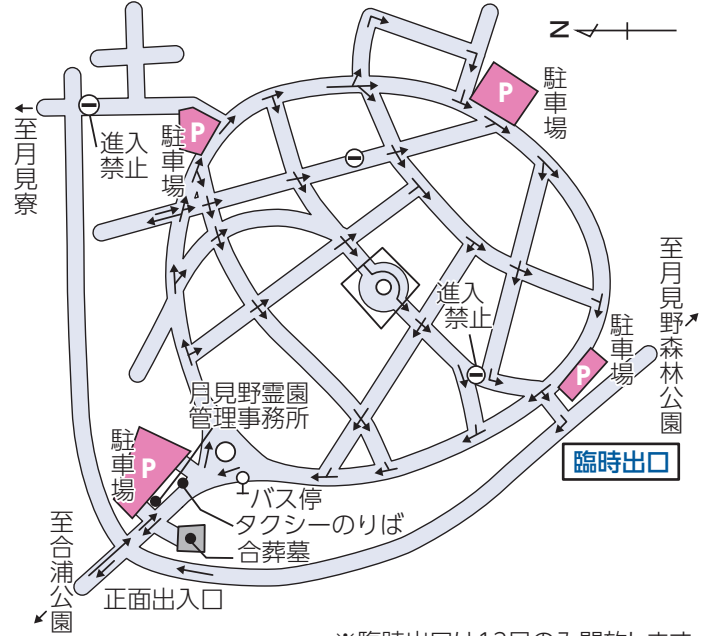
8月13日の三内霊園通行案内図



※2か所以上へ墓参りをされるかた、管理事務所にご用があるかた、愛犬の墓へ墓参りされるかたは、交通混雑解消のため、できるだけ駐車場をご利用ください。
※南口で最初に左折した場合、愛犬の墓方面への通り抜けはできません。
※西滝方面からは右折進入となるため、混雑が予想されます。
★青森市中央部、東部、南部方面う回路
※三内霊園北口から新青森駅は、大変渋滞しますので、可能な限り、う回路をご利用ください。

- ◆規制時間 9:00~17:00
- ◆経路 ○一般車両は南口から入り、北口から出てください。
○バス・タクシーに限り北口からも入れます。

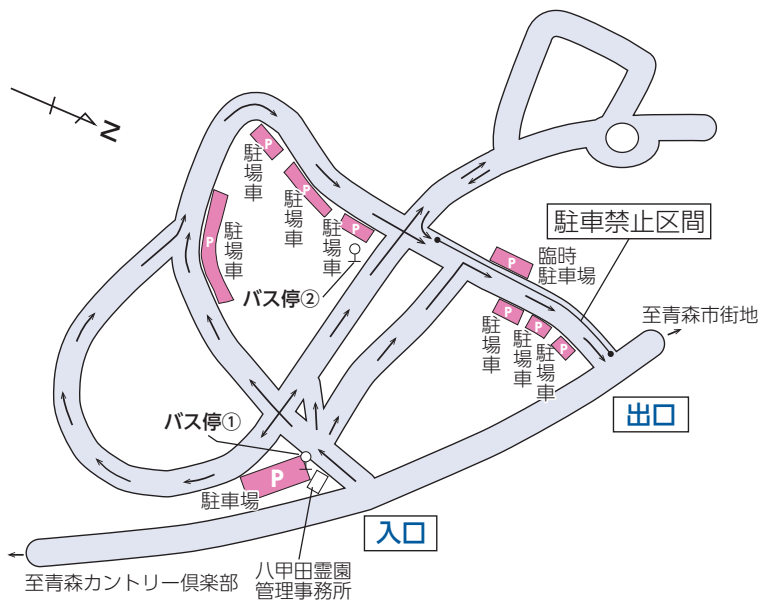
8月13日の月見野霊園通行案内図



※臨時出口は13日のみ開放します。

- ◆規制時間 9:00~17:00
- ◆経路 ○一般車両は正面出入口から入り、正面出入口または臨時出口から出てください。
○バス・タクシーは正面出入口から入り、ロータリーを回って正面出入口から出てください。

8月12~20日の八甲田霊園通行案内図



- ◆規制時間 終日(8/12(月)~20(火))
- ◆経路 ○一般車両・タクシーは入口から入り、出口から出る一方通行となります。

【バス停が増設されます】
バス停は①管理事務所前のほか、②園内北側十字路付近にも設置し、どちらも乗降可能です。

お盆のお墓参りは市営バスで

- ◆お盆期間のバス運行
8/13(火)~15(木)は土・日・祝日ダイヤで運行します。
- ◆三内・月見野・八甲田の各霊園にお盆の臨時バスを運行
運行日 8/12(月)・13(火)・16(金)・20(火)
※三内霊園は12(月)の臨時運行なし
運行時刻表は、交通部ホームページに掲載のほか、東西各営業所、青森駅前・NTT青森支店前発売所、市役所本庁舎・駅前庁舎、各市民センターなどに備付けの案内チラシをご覧ください。

☎東部営業所(☎017-726-5443)
☎西部営業所(☎017-788-2326)
☎交通部管理課(☎017-726-5453)



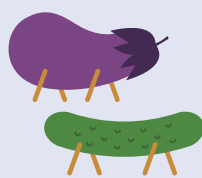
バスの車内事故防止

走行中に席を離れると、転倒など思わぬけがをすることがあります。降り際は、バスが停留所に着いて扉が開いてから席を立ちましょう。また、バスは安全運転に徹していますが、やむを得ず急ブレーキを掛ける場合があります。立って利用する場合には、つり革や握り棒にしっかりとつかまってください。バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

☎(公社)青森県バス協会(☎017-739-0571)

霊園管理料臨時窓口の開設

☎8/13(火) 9:00~16:00
※各霊園管理事務所での霊園管理料の納付は8/13(火)のみに変更になりました。
☎三内・月見野・八甲田霊園管理事務所



霊園をご利用の皆さんへ

- ◆供物やごみは各自で持ち帰りましょう。
- ◆ロウソクや線香など火の取扱いに注意しましょう。
- ◆区画内の雑草や樹木などが伸びすぎると、他区画の迷惑になります。適正に管理しましょう。

リチウムイオン電池などは燃えないごみに出せません



加熱式タバコ、ワイヤレスイヤホン、モバイルバッテリーなどはリチウムイオン電池などが使用されており、処理施設などでの火災の危険性があるため燃えないごみに出せません。

メーカーなどの自主回収を利用するか、市役所各庁舎などに設置された使用済小型家電回収ボックスをご利用ください。

☎ 清掃管理課 (☎017-718-1179)

事故の危険性がある異物が混入しています

令和5年中に、「その他のプラスチック」として収集された物の中に、「エアゾール缶(カセットボンベ)」「電池」「包丁」などが混入していました。

これらが資源ごみや可燃ごみの中に混入することで、収集や選別の作業員のけがや、周りの可燃物に燃え広がり、甚大な火災になる危険性がありますので、適正な分別をお願いします。

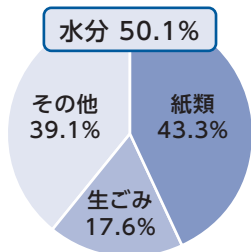
乾電池やエアゾール缶にあるプラマークは、キャップやフィルムのことです。乾電池は絶縁して、エアゾール缶は使い切って、それぞれ燃えないごみに出してください。

令和5年1~12月合計	エアゾール缶	ライター	電池	包丁	カミソリ	ハサミカッター	ピーラースライサー	電球
	2,414缶	540本	898本	21本	1,575本	167本	187本	93個

☎ 清掃管理課 (☎017-718-1179)

3つの「きる」でゴミ減量化

青森市清掃工場におけるごみの組成分析(令和5年度)では、可燃ごみに、水分が50.1%含まれていました。水分を減らすことは、ごみの減量化に加え、効率的なごみ処理につながります。家庭でできる3つの「きる」を実践しましょう!



3つの「きる」で減量しよう

食材は使い「きる」

- 捨てる部分が少なくなるよう、食材はムダなく使いましょう。
- 買い物前に冷蔵庫の中身を確認し、必要な分だけ買いましょう。

料理は食べ「きる」

- 作りすぎず、家族の適量に合わせて作りましょう。
- 作り置き料理は、毎日食べて、食べきりましょう。
- 料理が残ったら、冷凍保存やアレンジなどの工夫をしましょう。

生ごみは水気を「きる」

- 三角コーナーや水切りネットを使い、生ごみの水気をきりましょう。
- 野菜くずや果物の皮は乾かしてからごみに出しましょう。

☎ 清掃管理課 (☎017-718-1179)

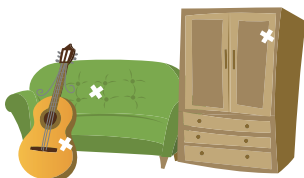
青森地区での粗大ごみの出し方

青森地区で粗大ごみを出す場合は、戸別収集の事前の申込みと粗大ごみ収集手数料納付券の購入が必要です。

粗大ごみ収集手数料納付券の取扱店は申込みの際にお知らせします。なお、青森市清掃工場・青森市一般廃棄物最終処分場に自己搬入することもできます。

☎ 清掃管理課 (☎017-718-1179)

粗大ごみ受付センター (☎017-718-1184)



指定管理者を募集

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、効率的な管理運営を図ることを目的としています。

次の施設について令和7年4月1日(火)から管理運営を行う指定管理者を募集します。

施設の名称	担当課
青森市文化観光交流施設「ねぶたの家 ワ・ラッセ」	観光課 (☎017-734-5153)
青森市新青森駅西口駐車場 青森市新青森駅南口駐車場 ※2施設を一括して募集	道路維持課 (☎017-752-8562)
アップルヒル	地域づくり振興課 (☎0172-62-1127)
青森市小牧野遺跡保護センター 青森市小牧野遺跡観察施設 ※2施設を一括して募集	文化遺産課 (☎017-718-1392)
あおもり北のまほろば歴史館	文化遺産課 (☎017-718-1392)

☎ 募集要項の配布期間 8/1(木)~9/2(月) ※土・日、祝日を除く

※各担当課で配布するほか、市ホームページに掲載

☎ 8/27(火)~9/2(月)に、各担当課で受付 ※土・日を除く

※指定管理者は、応募者の中から、市が設置する指定管理者選定評価委員会における審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に指定されます。

☎ 行政資産経営課 (☎017-718-2637)

下水道等未整備地域などの合併処理浄化槽設置を補助

単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽への転換設置を行う場合、その費用の一部を補助します。

◆ 対象区域 下水道や農業集落排水施設が整備されていない区域

※事前に対象区域かどうかお問合せください。

◆ 補助限度額

- 5人槽…39万円(指定区域45万8千円)
- 6~7人槽…47万4千円(指定区域55万8千円)
- 8~10人槽…66万円(指定区域77万2千円)

◆ 指定区域

北部地区(西田沢字沖津より以北)、野内地区の一部、滝沢地区、築木館地区、上野地区、大柳辺地区、岡町地区、戸門地区、鶴ヶ坂地区、王余沢地区、細野地区、下十川地区

※着工前に申請が必要です。※補助基数には限りがあります。

☎ 廃棄物対策課 (☎017-718-1162)

下水道・農業集落排水施設への接続はお早めに

下水道や農業集落排水施設は、排水を浄化し、きれいな水によみがえらせる重要な働きをしており、皆さんに利用していただければじめてその効果を発揮します。下水道や農業集落排水施設が整備された地域のかたは、早めの接続をお願いします。

※接続工事の際は、条例に定められた「青森市指定排水設備工事業者」をご利用ください。また、工事着工前に申請が必要です。

※接続工事資金を金融機関から無利子で借りることができる融資あっせん制度があります。

※接続後は水道の使用水量に基づき、下水道使用料または農業集落排水施設使用料を納めていただきます。

☎ 営業課 (☎017-734-4281)、上下水道課 (☎0172-62-1159)

宅地内の水道管漏水調査にご協力を

4月から12月にかけて、水道部から委託を受けた調査員(「漏水調査員」の腕章着用)が漏水調査を行います。調査箇所は、道路に埋設されている水道管から各家庭の敷地のメーターまでです。調査は宅地の中に入りますので、ご協力をお願いします。

☎ 水道部施設課 (☎017-777-4255)

「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

一般財団法人日本遺族会では、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、亡き父などの戦没地に赴き慰霊追悼を行うとともに、現地の方々と友好親善を深めることを目的とした、本事業への参加者を募集しています。

料 一律10万円 ☎ 青森県遺族連合会事務局 (☎0172-55-5244)

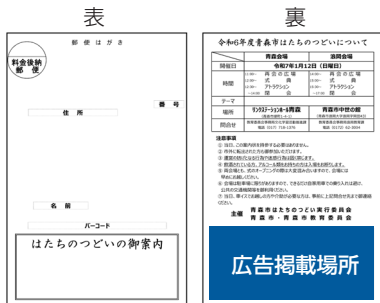
はたちのつどい案内用はがき掲載広告募集

令和6年度の対象者に送付する「青森市はたちのつどい案内用はがき」に掲載する広告を募集します。

- ◆掲載枠 1枠(1者)
- ◆規格 縦4cm×横8cm
- ◆色 単色(はがきの印刷に使用する色と同色)
- ◆掲載料 8万円(消費税及び地方消費税を含む)
※広告デザインや版下作成に要する費用は含みません。
- ◆印刷予定枚数 約2,500枚

申 8/1(木)～16(金)に、広告掲載申込書(課で配布、市ホームページ掲載)に広告の見本などを添えて、文化学習活動推進課へ
※応募多数の場合は抽選となります。

問 文化学習活動推進課(☎017-718-1376)



知っていますか?「ヘルプカード」

ヘルプカードとは、障がいなどがあり、自分から「困った」「手助けしてほしい」となかなか伝えられないかたが、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、日常生活や緊急時、災害時などに周囲の人に手助けを求めたいときに掲示することで、手助けを求めやすくするカードです。ヘルプカードは、「手助けがほしい人」と「手助けできる人」をつなぐカードです。

問 障がい者支援課(☎017-734-5319)



みんなで投票に行きましょう!

全ての有権者の皆さんに気持ちよく投票していただくために、投票所に、老眼鏡、投票用紙記入補助具、投票所でよくある質問を伝えることができるコミュニケーションボードなどを用意しています。また、口頭で投票所の係員に必要な支援を伝えることが困難な場合や苦手なための「投票支援カード」を新たに市ホームページに掲載しましたので、ぜひ、ご利用ください。

選挙人に同伴する子ども(18歳未満)は投票所に入ることができます。次回の選挙は、子どもと一緒に、みんなで投票に行きましょう!

選挙事務従事者の事前登録者を随時募集しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 選挙管理委員会事務局(☎017-734-5822)



町会に宝くじの助成金

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。次の町会では、この宝くじの助成金を活用してコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

- ◆佃気象台町会(6月) クリーンボックス2台、掲示板2台
- ◆桜川団地町会(6月) クリーンボックス2台
- ◆松原町会(7月) 卓球台セット5台、エアロバイク2台、ルームランナー3台

問 市民協働推進課(☎017-734-5231)



法務局地図作成事業にご協力を

法務局では、一筆の土地ごとに境界(筆界)を調査確認して公共測量を行い、現況と一致する精度の高い地図を作成しています。

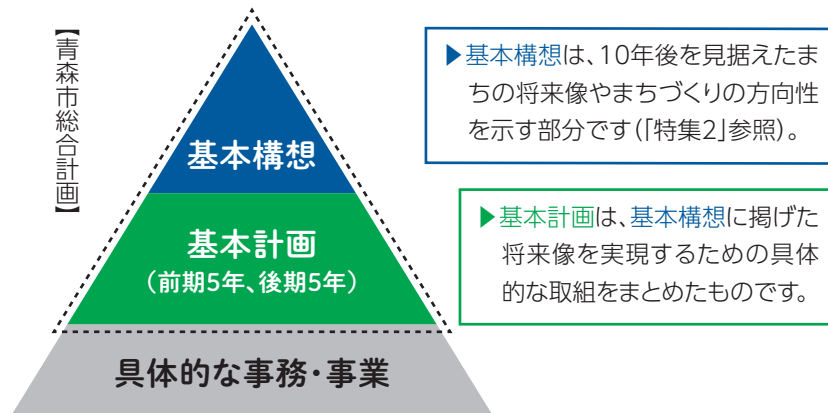
作業は令和7年2月頃まで行い、現地調査、現況測量、土地所有者立会いのもとで行う一筆地調査など、調査や測量のため、法務局と明記した腕章またはベストを着用して、皆さんの土地内に立ち入らせていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

- ◆対象地区 里見一丁目・二丁目、三内字玉作、三内字稲元の一部、石江字岡部の一部、石江字三好の一部、西滝字富永の一部、西滝字菅野屋の一部、西滝字切島の一部
 - ◆計画機関 青森地方法務局
 - ◆作業機関 公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
- 問 青森地方法務局登記部門 地図整備・筆界特定室(☎017-721-4150)

前期基本計画(素案)について意見を募集します

青森市総合計画前期基本計画(R6～R10)は、青森市総合計画基本構想に掲げた将来都市像「みんなで未来を育てるまちに」の実現に向け、具体的な取組を示したものです。

青森市総合計画は基本構想と基本計画で構成しています



▶基本構想は、10年後を見据えたまちの将来像やまちづくりの方向性を示す部分です(「特集2」参照)。

▶基本計画は、基本構想に掲げた将来像を実現するための具体的な取組をまとめたものです。

◆縦覧場所など

8/1(木)から、本庁舎2階企画調整課、本庁舎1階ロビー、本庁舎3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階柳川情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナー、各支所・市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館及び市ホームページでご覧いただけます。
※縦覧は閉庁・休館日を除く

◆意見を提出できるかた

- 次のいずれかに該当するかた
- ①市内に住所を有するかた
- ②市内に事務所などを有する個人・団体など
- ③市内の事務所などに勤務するかた
- ④市内の学校に在学するかた
- ⑤意見募集事案に利害関係を有する個人・団体など

◆ご意見の提出方法

8/31(土)までに、氏名・住所を記入の上、郵送、FAX、直接持参で提出していただくか、市ホームページの「青森市電子申請サービスの応募フォーム」からお送りください。なお、住所が青森市外のかたは、上記「◆意見を提出できるかた」の②～⑤のいずれに該当するかも記入・選択してください。※持参は閉庁日を除く

◆提出先

〒030-8555 企画調整課(本庁舎2階)
☎017-734-5129
※お寄せいただいたご意見は、内容を検討し、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。個別に回答はしませんのでご了承ください。

問 企画調整課(☎017-734-5168)

アンケートにご協力を

市民の皆さんが感じている「暮らしやすさ」や「幸福感(Well-being)」を数値化し、今後のまちづくりの参考とするため、地域幸福度に関するアンケートのご協力をお願いします。

- 時 8/12(月)まで
- 申 二次元コードまたは市ホームページよりご回答ください。
- 問 企画調整課(☎017-734-2247)



全国家計構造調査にご協力を

全国家計構造調査は国が5年ごとに実施する基幹統計調査で、全国から無作為に選定した約9万世帯に家計簿などを記入していただく調査です。

調査のため、県知事の任命を受けた調査員(調査員証を携帯)が、8月下旬から調査対象となった世帯を訪問しますので、ご協力をお願いします。

回答は、調査票を調査員へ直接提出するほか、インターネットでも回答できます。なお、ご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

問 企画調整課(☎017-763-5244)

空き家の適正管理

空き家などの所有者の皆さん、定期的に様子を確認していますか?建物などが倒壊・損壊している場合は修繕、解体、撤去などの対応を、夏期には樹木の伐採や除草、害虫駆除を行うなど、近隣に迷惑がかからないように注意しましょう。

空き家・空き地の利活用をお考えのかた「空き家・空き地バンク」に登録しませんか?詳しくは、お問合せください。

☎住宅まちづくり課
(☎017-734-2385)
浪岡振興部都市整備課
(☎0172-62-1145)



河川管理にご協力を

◆清掃ボランティアを募集 (水辺サポーター制度)

県河川や海岸で清掃や草刈りなどを行う団体を支援します。

◆河川内の雑木伐採

県では、河川管理に努めていますが、十分に処理できていない実態があります。河川環境を美化したい、伐採した雑木を利用したいなど、河川内の雑木伐採を行いたいかたは、お問合せください。

☎東青地域県民局河川砂防施設課
(☎017-728-0260)

青森市 スポーツボランティアを募集

市内のスポーツ大会やスポーツイベントなどのお手伝いをしていただけるかたを募集しています。

☎満18歳以上(18歳未満は保護者の同意が必要)
☎問地域スポーツ課
(☎017-718-1431、
☎chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp)へ

民生委員・児童委員、 主任児童委員を募集

民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域住民と同じ立場から生活や福祉全般に関する相談や、見守り活動を行い、子どもから高齢者まで幅広い方々の困りごとに対して、行政機関などへつなぐパイプ役を務めています。一部、欠員の区域があり、活動してくれるかたを募集しています。福祉活動に興味のあるかたは、ぜひ、お問合せください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎福祉政策課(☎017-734-5314)

地域福祉サポーターを募集

高齢者支援や雪処理支援などのボランティア活動をする地域福祉サポーターを募集します。ボランティア活動1時間につき1ポイントが付与され、商品券やAOPASSポイントと交換できます。

☎市内に居住または通勤、通学している満18歳以上のかた(高校生を除く)
☎問青森市ボランティアセンター
(青森市社会福祉協議会内、
☎017-723-1340)へ

8月26日が 「火山防災の日」 になりました



国民の皆さんに広く火山に対する防災意識を高めるため、8月26日が「火山防災の日」となりました。

火山現象のうち、大きな噴石や火砕流などは、避難までの時間的猶予がほとんどなく、命に直結する危険な現象です。

「火山防災の日」をひとつのきっかけとして、火山災害発生に備えておきましょう。

☎青森地方気象台
(☎017-741-7413)

青森市男女共同参画審議会委員を募集

◆応募資格

本市に住所がある18歳以上のかた(高校在学中でないかた)/月～金曜日の昼間に開催する会議に出席できるかた/本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、公共団体の職員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者でないかた/男女共同参画について関心があり、次のいずれかに該当するかた

- ①男女共同参画に係る活動をしているかた
- ②男女共同参画についての識見があり、熱意や意欲を持って意見を述べられるかた

◆募集人数 1人
◆任期 委嘱の日から2年間
◆会議の開催 年1～2回
◆報酬 会議1回あたり8,700円
◆選考方法 書類審査(結果は9月下旬までに応募者全員に通知)

☎8/1(木)～30(金)(17:00必着)に、応募用紙(市ホームページ掲載、課に備付け)と小論文「青森市の男女共同参画社会の実現に向けて」(任意様式/800字程度 ※未発表のものに限る)を
〒030-0801 新町一丁目3-7 人権男女共同参画課
(☎jinken-danjo@city.aomori.aomori.jp)へ
☎人権男女共同参画課(☎017-734-2296)

青森市社会教育委員を募集

◆応募資格

学校教育の関係者(学校評議員など)、社会教育の関係者(青少年、子ども会、文化など社会教育関係団体のリーダーや活動者など)、家庭教育向上に資する活動を行うかた(子育てサークルのリーダーや家庭教育に関する相談や情報提供を行う団体の活動者など)のいずれかに該当するかた/青森市民で18歳(11/21(木)時点)以上のかた/本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者でないかた/月～金曜日の昼間の会議に出席できるかた

◆募集人数 2人以内
◆任期 11/21(木)から2年間
◆報酬 会議1回あたり8,700円
◆選考方法 書類審査(結果は10月中旬までに応募者全員に通知)

☎9/13(金)までに、様式(市ホームページ掲載、任意作成可)に住所・氏名・ふりがな・年齢・生年月日・電話番号・職業・主な経歴・応募動機を記入の上、小論文「社会教育・生涯学習の推進に向けた私の提案」(800字程度)を添えて、〒030-0801 新町一丁目3-7 文化学習活動推進課
(☎bunkagakushu@city.aomori.aomori.jp)へ
☎文化学習活動推進課(☎017-718-1376)

雪捨場用の空き地を募集

冬期間(11～3月)の道路除排雪作業時、市から除排雪作業を受託した事業者が運搬した雪を堆積しておく雪捨場用の空き地を募集しています。個人、法人は問いません。詳しくは、お問合せください。

※例年10月から募集している「市民雪寄せ場」とは異なります。ご注意ください。

☎8/30(金)までに、道路維持課(☎017-752-8584)へ

海の事故ゼロのために

- ①小型船舶の発航前点検・見張りの徹底
- ②大型船舶の見張りの徹底・船舶間コミュニケーションの促進
- ③ライフジャケットの常時着用・自己救命策の確保

＊ 離岸流に注意! 目指せ海の事故ゼロへ!

- ・海水浴シーズンには海の事故が増加傾向にあるため、青森海上保安部では、海の事故防止啓発活動を行っています。
- ・海水浴をする時は、監視員のいる決められた海水浴場や遊泳期間を守りましょう。
- ・遊泳場所によっては沖合に流される離岸流があるので、十分に注意してください。
- ・海上保安庁への緊急通報は118番

☎青森海上保安部交通課(☎017-734-2422)



海上保安庁HP

『夏だ!祭りだ!火の用心!』 ～露店開設の注意事項・花火の事故防止～

＊ 露店を開設する際、届出していますか?

イベントや催しで対象火気器具(ガスコンロ・フライヤー・発電機・ホットプレートなど)を使用する露店の開設には、あらかじめ消防署への届出が必要です。また、業務用消火器を用意することが義務付けられています。届出様式は、青森消防本部ホームページまたはお近くの消防署へお問合せください。



＊ 花火による事故防止

夏になり、花火を楽しむ季節になりましたが、気軽に楽しめる花火も、取扱いを誤ると大きな事故につながる場合があります。

子どもだけで花火をするのは大変危険です。また、「中の火薬を取り出す」「たくさんの花火に一度に火をつける」などで火災や火傷を負う危険性もあります。次のことに十分注意しましょう。

- ①広くて安全な場所を選ぶ。
- ②水バケツを用意する。
- ③大人が立ち会う。
- ④花火に書いてある遊び方を守る。
- ⑤花火は安全な場所に保管する。



☎消防本部予防課(☎017-775-0853)

母子生活支援施設「青森市立すみれ寮」

すみれ寮は、18歳未満の子どもを養育している母子家庭や、事情があり離婚できない家庭の母親が、様々な問題で子どもの養育を十分にできない場合に母子で入所し、就労・生活・子育てなどの支援を受けながら自立するための施設です。入所の相談など、詳しくは、お問合せください。

☎子育て支援課(☎017-734-5334)
ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)

個人事業税の納付

個人事業税は、一定の事業を行う個人に対し、前年の所得をもとに課税される県の税金です。地域県民局県税部から送付される納税通知書で、原則8月と11月の2期に分けて納付することになりますので、期限内に納めてください。

口座振替もできますので、8月中旬までに納税者本人の通帳と預金届出印を持参の上、取扱金融機関・各県税部にお申込みください。

☎東青地域県民局県税部(☎017-734-9976)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。
※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

- ◆9月2日(月)納期限
 - ①市・県民税(普通徴収分) 第2期分
 - ②国民健康保険税(普通徴収分) 第2期分
 - ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第2期分
 - ④介護保険料(普通徴収分) 第2期分
 - ⑤児童保育負担金(保育料) 第5期(8月)分
 - ⑥市営住宅使用料 8月分
 - ⑦市営住宅駐車場使用料 8月分
 - ⑧放課後児童会負担金 8月分
 - ⑨霊園管理料 全期分
 - ◆9月10日(火)納期限
 - ⑩市・県民税(給与特別徴収分) 8月分
- ☎①～⑤⑧⑩納税支援課(☎017-734-5209)
⑥⑦住宅まちづくり課(☎017-734-5572)
⑨生活安心課(☎017-734-5277)

市税などの納付は 便利な口座振替で

口座振替は一度お申込みいただければ、ご指定の口座から市税などを自動的に振替納付する便利で簡単な制度です。県内の主な金融機関で申し込みめます。ぜひご利用ください。

☎納税支援課(☎017-734-5220)

市税は便利な キャッシュレス納付で

パソコンやスマートフォンで、納付書に印字されている「地方税統一QRコード」や「バーコード」を読み取ることで、クレジットカードやスマートフォン決済アプリで納付することができます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



☎納税支援課(☎017-734-5208)

市税の督促手数料と延滞金

市税の督促手数料や延滞金は、納期限を過ぎてから納付した場合に、本税額や経過した日数に応じて加算されます。

また、市県民税などの納付書に印字されている「地方税統一QRコード」を使用し、納期限が過ぎてから金融機関窓口やクレジットカードなどで納付した場合には、本税額分のみの納付となるため、督促手数料や延滞金は、後日、別途請求となります。

市税は地域を支える貴重な財源です、納期内に忘れずに納めましょう。

☎納税支援課(☎017-734-5209)

定額減税や給付金の支給をかたった詐欺にご注意ください

定額減税や給付金について、国や県、市が電話やメールなどで銀行の口座情報を聞き出したり、ATMの操作をお願いすることは一切ありません。不審な電話やメールがあったら、警察相談専用電話「#9110」にお電話いただくか、お近くの警察署にお問合せください。

☎市民税課(☎017-718-2156)

〈広告〉

法律相談は弁護士会へ 今すぐあなたの助けになりたい

青森県弁護士会所属の地元の弁護士事務所が迅速に受けられます。

受付時間／平日午前9時から午後5時
相談料／30分 5,500円(税込)
※但し法テラスの扶助が利用できる場合無料

相談方法

- ① 悩みがある…
- ② 017-777-7285へ電話
- ③ 午前中に電話→当日15時～17時相談可能
- ④ ③以外の場合→弁護士を紹介します!

お申込・お問合せは：青森県弁護士会まで (TEL.017-777-7285)

当日相談もできます

お困りごと相談窓口 無料

8月の市民相談

予約不要



所 市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)
(☎017-734-5249)

[一般相談]

●市民なんでも相談室
時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
8:15～18:30
※来庁または電話で受付

[特別・専門相談] ※各相談10人程度

- 人権相談
時 5(月)・19(月) 10:00～15:00
- 行政相談
時 1(木)・8(木)・15(木)・22(木)・29(木) 10:00～15:00
- 司法書士相談
時 5(月)・13(火) 10:00～14:00
- 不動産相談
時 1(木)・8(木)・15(木)・22(木) 10:00～15:00
- 不動産鑑定士相談
時 27(火) 13:00～15:00
- 土地家屋調査士相談
時 5(月) 10:00～14:00
- 行政書士相談
時 9(金)・16(金)・23(金) 10:00～15:00

要予約

- 法律相談
時 13(火)・26(月) 13:00～15:00
人 各5人(申込順)
申 事前に、生活安心課(☎017-734-5250)へ13日分は1日から、26日分は14日から予約受付(8:30～)
※相談は、1回まで(1人20分間)

浪岡地区 人権相談・行政相談

時 8/1(木)・15(木) 9:00～15:00
所 浪岡総合保健福祉センター
☎浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1113)

市税などの 平日夜間納付相談

[青森地区]
時 8/19(月)～22(木)・26(月)～29(木) 20:00まで
所 納税支援課(駅前庁舎)
(☎017-734-5209)

[浪岡地区]
時 8/27(火)～30(金) 20:00まで
所 浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1141)

ひとり親家庭などの 無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時 9/5(木) 13:00～15:00
所 子育て支援課(駅前庁舎2階)
人 4人(申込順)
備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。
申 閏9/2(月)までに、ひとり親家庭等就業・自立支援センター(☎017-734-5817)へ

女性のための 専門相談 要予約

◆法律に関する問題に、女性弁護士がアドバイスします。

相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 ①8/6(火)・②27(火) 13:00～15:00
所 アピオあおもり 人 3人(申込順)
申 ①は8/1(木)までに、②は8/22(木)までに、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022/水曜日を除く9:00～16:00)へ

◆こころの悩みに、女性公認心理師が応じます。

相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 8/15(木) 13:00～15:00
所 アピオあおもり 人 2人(申込順)
申 8/13(火)までに、県男女共同参画センター相談室(☎017-732-1022/水曜日を除く9:00～16:00)へ

「こどもの人権相談」 強化週間

期間中は相談時間を延長し、土・日曜日でも電話相談を行います。相談は無料で、秘密は守ります。ひとりで悩まず、相談してください。

【こどもの人権110番】
☎0120-007-110
(相談ダイヤル・通話無料)

【LINEじんけん相談】
@linejinkensoudan
(SNS相談アカウント)



時 8/21(水)～23(金)・26(月)・27(火) 8:30～19:00
8/24(土)・25(日) 10:00～17:00
※通常の相談時間は、月～金曜日(祝日を除く)の8:30～17:15
☎青森地方法務局人権擁護課(☎017-776-9024)

様々な事情で暮らしに お困りのかたの相談

経済的に困窮し、暮らしにお困りのかた(生活保護受給者を除く)の自立に向けた支援を行っています。

●自立相談支援事業
相談に応じて支援計画を作成し、関係機関と連携しながら、生活の安定や就労促進などを支援します。

●住居確保給付金の支給
離職や自営業の廃業または休業などに伴う収入の減少により、経済的に困窮し、住宅の喪失やそのおそれのあるかたに対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給します。※その他要件あり

時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:00
所 青森市福祉増進センター(しあわせプラザ)
☎青森市社会福祉協議会(☎017-723-1340、☎a_shakyo@mars.plala.or.jp)